

和歌山県警察情報処理能力検定実施要領の制定について（例規）

（最終改正：令和3年3月17日 情管・務・教第17号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

この度、和歌山県警察情報処理能力検定実施規程（平成29年和歌山県警察本部訓令第16号。以下「訓令」という。）の全部改正に伴い、情報処理能力についての検定（以下「能力検定」という。）の実施要領を下記のとおり定め、平成29年4月1日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

なお、本通達の実施に伴い、「和歌山県警察情報処理能力検定実施規程の制定について（例規）」（平成6年3月10日付け情管、務、教第6号）は廃止する。

記

1 実施要領

(1) 能力検定の受験資格

ア 初級及び中級の能力検定は、受験資格を設けないものとする。

イ 上級の能力検定を受験する者は、同検定の前年度末までに中級を取得した者とする。

(2) 受験手続

ア 所属長は、初級及び中級の能力検定の受験者について、情報処理能力検定受験者申請書（別記様式第1号）により、和歌山県警察本部長（以下「本部長」という。）に申請するものとする。

イ 上級の能力検定の受験手続等については、警察庁が定めるところによるものとする。

(3) 能力検定の方法

ア 初級及び中級の能力検定は、各級位とも2時間20問の筆記試験又は電子計算機その他の電子機器を利用した試験により行うものとする。ただし、初級の能力検定は、本部長が認めた場合に限り、試験時間及び出題数を短縮して実施することができるものとする。

イ 初級及び中級の試験問題は、訓令の別表に定める知識及び技能の基準に従い、別表の出題範囲に応じた試験の項目に基づき出題するものとする。

ウ 上級の能力検定の方法については、警察庁が定めるところによるものとする。

(4) 合格基準

初級及び中級の能力検定とも、60パーセント以上の正解で合格とする。

(5) 関係所属への合格者通知等

ア 合格者の検定種別、氏名及びその他所要の事項は、情報処理能力検定合格者台帳（別記様式第2号）に登載し、警務部警務課長及び合格者の所属する所属の長にこれらの事項を通知するものとする。

イ 警務部警務課長は、アの通知を受けたとき、その旨を勤務記録カードに記録するものとする。

ウ 上級の能力検定の合格者については、ア及びイに準じて情報処理能力検定合格者台帳等への登載を行うものとする。

(6) 能力検定の特例

ア 上位の級位を取得した者は、下位の級位を取得したものとみなす。

イ 初級及び中級の能力検定の受験を希望する者が、訓令の別表に定める初級及び中級の級位に応じた知識及び技能を有していると認められる場合には、それぞれの級位において改めて試験を行うことなく当該検定に合格したものとみなす。

ウ 本県警察以外で取得した能力検定の級位については、本県警察において同等の級位を取得したものとみなす。

2 能力検定の受験の奨励

所属長は、職員が平素から情報処理技能の研さんとその習熟に努め、積極的に能力検定を受験するような雰囲気を醸成するものとする。

3 能力検定の事務

能力検定の実施に関する事務は、警務部情報管理課が行う。

別表（1の(3)のイ関係）

試験の項目	出題範囲		
	初級	中級	上級
1 情報処理における各種法令等に関する知識 (1) 個人情報の保護に関すること。 (2) 警察情報セキュリティポリシーに関すること。 (3) 警察情報管理システムに係る各種規程に関すること。 (4) その他関連法規に関すること。	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
2 コンピュータシステムに関する知識 (1) ハードウェア、システムに関すること。 (2) ソフトウェアに関すること。 (3) ネットワークに関すること。 (4) データベースに関すること。 (5) 情報セキュリティに関すること。	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
3 アプリケーションの利用に関する知識（オフィスツール）	○		
4 アプリケーションに関する知識（マークアップ言語、マクロ）・プログラミングに関する基礎知識		○	
5 プログラミングに関する知識			○
6 システム開発及び管理に関する知識 (1) 設計に関すること。 (2) テストに関すること。			○ ○

(3) 開発管理に関すること。			○
(4) システム監査に関すること。			○

(別記様式省略)